## 様式第3号別紙3

## 設備・運営経費

整理		金額	処理欄
番号		(消費稅込)	(労働局記入欄)
	助成対象経費の合計額	円	

※ 事業所の工事費、事務所等の賃借料、開業のために必要な設備・機器の購入・借料、広告宣伝に要した経費等の開業・運営に要した経費(1点もしくは1契約が10万円以上のものに限ります。)が対象となりますが、事務所等の賃借料など月々支払いが発生する経費については、6か月分が対象となります。

ただし、不動産の購入経費、事務所等の賃貸借に係る敷金、各種税金、各種保険料、原材料・商品・消耗品、交際費・出張旅費・会議費、光熱水料及び福利厚生費用は対象となりません。 詳細はパンフレット及び窓口にてご確認ください。

※ 原則として、法人等設立日から起算して6ヶ月以内に支払った経費が助成対象経費となります。